

令和5年度1月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年1月22日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名（欠席0名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 1名（欠席1名）

11 小泉 幹雄	
----------	--

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 旧基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の公告について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	服部委員さんの方が、まだ来られてないようですが、じきに来られると思いますので始めさせて頂きたいと思います。1月1日に、石川県地震で被災地被害出とります。ちょっとまあ、いろんな話されていた事が多くありますけども、関係する皆さん、もしあれでしたらその旨の方惜しみたいと思います。それをいって11月の初めに出よった熊の方が色々よく聞きよったんですが、まあ今になってだんだん落ち着いてきたんかなあと、会う話が人説あったんで少しは、あの外へ出て歩く事に安心して出来るように感じかなと思います。日が暖かい冬が続いたんですけど、あの、まあ明日、明後日ぐらいちょっと冷えるような話が聞こえますので、あの雪害の方ないように万全に気をつけられまして最後の方、植えることあれば気をつけてお願い致します。本日、欠席者ですけど、本日藤田推進委員さんの方から欠席の報告が出とります。2番目の議事録署名の指名、今日本日は11番宮本委員さん、12番の大石委員さんお願い致します。次ですが、3番の議題の方に入らせて頂きます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本日は3件出ております。事務局の方、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。失礼致します。えっと、まず、すみません。最初に、議案書の方ですが差し替えの方お願いしたいと思います。議題の中で議案の第4号の所が、すみません。報告第1号とさして頂いておりまして、それを議案第4号に替えますと、あと後の番号がずれていきますので、報告1、2という事で変更しとりますので、すみません前差し替えという事でお願いできればというふうに思っております。大変すみませんでした。よろしくお願い致します。それでは、議案の方に入らせて頂きます。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、今月は3件です。申請番号053-39、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積156㎡です。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○、譲受人は、●●●●です。 続きまして、申請番号053-40。農地の所在は、井原××、登記地目畑、面積156㎡。同じく、井原××、登記地目畑、面積236㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■●●■です。 続きまして、申請番号053-41。農地の所在は、矢上××、登記地目畑、面積42㎡です。3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は、▲▲▲▲です。以上3件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、あの申請番号053-39の件に関しまして、植田委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告の方をお願い致します。
9番	えっと、そうしましたら。申請番号053-39、3条の無償での所有権移転の案件についてのご説明をさせて頂きます。ページの下の2ページをご覧下さい。左側の地図の方で説明をさせていただきます。下の方に、ちょっと、あのすみっこに横に走っておる道路が石見中央線となりまして、この地図上で右に行くと矢上駅を過ぎて中野井原方面となります。反対左方面は、日貫瑞穂インター方面の道路となりまして通じます。それで今回の申請地は、この橋を渡りましてすぐ高い所まで行かん所に、この畑がございます。これをずっと突っ切りますと、いつも説明

	させてもらうんですけども、浜田作木線の***保育所玄関前にあたるような関係の道関係になります。経緯につきましては、この譲渡人の〇〇さんのご主人も亡くなっておられるんですけども、この時に農地の処分も色々多数あるという事で考えられたそうで、ここの今回の申請地も、その一つの筆になります。それで長年にわたりこの今度引受される●●さんという方が、ずっと耕作をされておりましたが、そういう申し出があったんですが●●さん、この時点ではもう少し所有権移転よりも、あのかった借り手、作らしてほしいというような事で、現在までしておるのが、あの現実でございます。その事をまあちょっと知つとる上で、1月17日に小泉推進委員とこの現地を確認致しました。その後、申請者の●●さんにちょっと面談をと思いましたが、なかなか甲斐なくて連絡が当日はつきませんでした。また明るる日も訪問したんですが、同じくあの不在で連絡がつきませんでしたので、電話ではございますが譲渡し人の〇〇さんの方へちょっと電話を入れさしてもらって、色々の経緯を聞かしてもらったのが今さっき説明さしてもらった経緯でございます。まあ、その内容が今言いましたような事で、あのなんの問題ないじゃないかなあと、あの察しまして今回の申請を受け付けてって言いますか説明をさして頂きたいと思しますのでよろしくお願い致します。
議長	はい。えっと、小泉推進委員さん、何か付け加えたい事がありますか？
推11番	先ほどの植田委員さんのご説明通りでございます。よろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。053-39のご説明して頂きましたけど、この件に関しましてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号053-39の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-40の件に関しまして、宮本委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
11番	それでは失礼致します。053-40番という事で、3条の所有権移転という事で。この場所は、えっとですね。井原です。日向集落と言って、えっと、あの3ページの地図をちょっと見て下さい。ちょっとこれはかなり大きいんであれなんです、これあの国道がありまして、それでちょっと右っかわに国道と川があります。それを超えた向こうの集落ですね。大きなちょっとあれがない建物やら民家ばかりでないんで、まああの俗にここから見た川向こうの集落の方だと@@石材店が、まあこの辺でいいやあ一番大きいんで、あの向かい側の方だと思ってもらえればいいと思います。まあ持ち主の□□さん、これあの、さっき言いました石、墓石ね。作られております。受け人の■■■■さんは、現在¥¥¥のとこのスクラップですか？ダンプでスクラップを運んでそこへ勤められております。それでまあこれ、当日はちょっと1月20日藤田推進委員さんと現地確認行きまして、

	当日ちょっと■■さん都合が悪いという事で、お父さんの##さんに立ち会いをお願いしました。でまあ、これ畑、両方とも畑です。ほいであの、まあ昨年はお父さんも今仕事を辞められて72ですか?3ぐらいで、まああの、野菜を作ってから少しでも\$\$にでも出そうかなあいう、あの笑ろうてから話をさせとりまして、まああの農業もお米も作っておられますし、■■さんは息子さんで、今44、5ぐらいですかね?あの地元において結婚もされてから、頑張ってお父さんと田んぼをやっておられます。でまあ、この、渡人の□□さんもお姉弟、親戚、お父さんのえっとお姉さんかな?ですか? が、ちょっと出てから、丸資産分けいやおかしんですが、そういった形であそこへ土地をあったんで、自分もちょっと川向こうの方やら等で行ったり管理するのもしわいんで、まあ、その譲受人大会なんかへいうたら、まあこの■■さんがうちの近くなんで、そいじゃあ私が受け取ろうという事でまあ話が進んだそうです。チェックシートにも照らし合わせてからますけど、まあ特に問題ないはないと思いますんでよろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。藤田推進委員さん、本日は欠席であります。 それでは、053-40 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	質問等ございませんでしょうか? (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 053-40 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、053-41 に関しまして、植田委員さん現地の調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
9 番	続いてすみません、申請番号 053-41、これも 3 条の無償での所有権移転の案件です。よろしくお願い致します。4 ページの地図をご覧ください。場所については、この道路上で下の中央から中央に走っているのが浜田作木線になります。それでえっとこの今回の申請地の道路上が、農道の北線にあたります。そして左側にずっと、これ地図は切れておりますが左側に 100m ぐらい行くとこの浜田作木線に合流する位置関係となります。経緯につきましては、あの譲渡人の△△さんが町内に帰ってくることが難しいというような事で、農地等々しっかり資産処分を考えられておりまして、あの昨年の 5 月と 7 月に申請を出されました 3 条での農地の所有権移転の案件でございますが、その方と同人の方でございまして、少しずつ資産を売るといような事から、まあ今回の引き受けの松本さんの自宅の前の農地の引き受けといような経緯もありましたりして、今回の農地を農地と言いますか畑、仕方なしに引き受けたような形になります。この道路上、道路とこの農地の高さが 10m ございまして、ほんに細長い、耕作には非常に不向きな登記上畑でございまして、今は、あのこの申請地の下に田んぼが 2 枚ございます。あの

議長 推11番 議長	近隣の方が耕作されとりますが、その関係でその畑についても一緒に草刈りとう等されとりまして、荒れておるいう事はないですが、ちょっと細長い土地なもので、ちょっと耕作には不向きかなと感じました。まあ、しかし、そういうふうな今までの引き受けの経緯がある関係で今回の申請となった次第でございます。1月の17日に、小泉推進委員と引受人の▲▲さんと面談をして確認をした所でございます。あの、まあ、仕方なくでは非常に、あの話があればなんですが、言いにくいんですが承認のほどよろしくをお願いをしたいと思います。 はい、ありがとうございました。小泉推進委員さん、他に付け加えたり・・・。 説明通りでございます。よろしくお願い致します。 ありがとうございます。えっと、では、053-41の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせて頂きたいと思います。申請番号 053-41の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件上げられてます。事務局の方、読み上げの方をよろしくお願い致します。
事務局	はい。失礼します。議案第2号農地法第4条の規定による許可について。今月は1件です。申請番号 054-11。農地の所在は井原××、登記地目畑、面積 14 m²。申請人は△△△△です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 14 m²、墓碑 0.67 m²です。転用理由は、現在の墓碑が古いため申請地に移設したです。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書により許可できるものと判断しております。以上1件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号 054-11 に関しまして宮本委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
11番	続いて失礼致します。054-11 について現地調査の報告を致します。この日につきましては、さる1月20日、土曜日ですけど藤田推進委員さんと、ここの△△△△さんの奥さんですか？ちょっと△△さん、ちょっと体の調子が悪いという。奥様と3人で現地確認を致しました。ちょっと下の地図5ページですけど、あの非常にピントが大きくて説明がしにくいんですけど、まあここに真ん中のこれは集落道ですね。この地図を下に行きますと、郵便局のTの字の所に出て国道がこの下の方にあります。井原川の国道からいうと、井原川の向こう側の集落になります。場所はそういった所で、この△△△△さん宅の上の方の畑になります。現在は、古い墓はこの現地下1段上の所に実際にあります。それも非常に、はあコンクリートも地の方が割れたりして、壁もちょっとはあひび割れとるいう事で、今回下の段のすぐ行ける所に造り変えようと思うと。ここの上に、箱しか載ってないんですが随分4、50年前に建てられたような墓なんで、ちょっとこうい

	ったあれが載ってないのは当然だと思います。いうんで、現場に行くにも細い道を通ってから舗装するのができるまで、下の段の方で近場に作るという事で今回申請をされました。チェックシートに照らし合わせましたけど、特に問題はないと思いますんでどうぞよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。今回説明していただきました、えっと 054-11 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手の上発言等をお願い致します。 6 番、服部委員。
6 番	あの～、まあ山間の畑ということなんですけど、この農地の山間の畑ってよくある、うちらにもあるんですけど、ちょっとお聞きしたかったのは、現状はどうなってるんですか？ なんか作物、作ってらっしゃいました？
1 1 番	何が？ 現状？
6 番	うん。
1 1 番	畑ですんでえ～。
6 番	ええ。
1 1 番	畑になっとります。山じゃありません。
6 番	ええ、山じゃなくて作物を作ってらっしゃいました？
1 1 番	ええっとですねえ～、隣の所にキウイがあります。ここも、管理されて草もいつも刈って、物は作っておられません。あの、荒れ地いやおかしいんですけど草刈りの管理地いう事で、まあ活用、畑だけ活用はされておらにゃような状態ですね。
6 番	はあ、はい。いや～、よくこういう山間の畑って、うちらにも結構あってですね、あの草ボウボウになってたりするって事、まあ、まめに家庭菜園的にやってらっしゃった事結構あったんで、ちょっとまあ、参考までにちょっとどんなかなあって思って聞きたかったんで、すみません。ありがとうございます。
1 1 番	うん。まあ、あの広、広いとこでね平らな、えっと半分はですね、毎年ケイトウをね作っとられます。この上側の山側の方が今なんも作らんこう、まあ年に数回の草刈りで管理ちゅう事で、この下側の方がケイトウあるいは玉葱も植えてるいうちゃったかな？いうな事で、耕作あの作りは、野菜やらなんかは作られておられる。その上から山背の方いう事で、まあ、あまり利用価値の低いけえあそこに移すんだいう話で。
6 番	どうも、ありがとうございます。
議長	他に、ご意見ご質問等がございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 054-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手の方をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。今月は 1 件あります。事務局の方、読み上げの方お願いします。
事務局	はい、失礼致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可について。今

	月は1件です。申請番号 055-9。農地の所在は井原××。登記地目田。面積 146 m²。有償の所有権移転です。譲渡し人は☆☆☆☆。譲受人は★★★★です。転用目的は、農家住宅及び水路です。申請理由は、住宅を隣接する申請地に増設したためです。所要面積は、土地造成 146 m²。農家住宅 11.2 m²。水路 5.4 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号 055-9 の件に関しまして宮本委員さん、現地での調査及び聞き取りの方をお願い致します。
11番	続いて失礼致します。それでは、055-9 の農地のという事で報告、まあ現状、現地調査について報告致します。これも、さる1月の20日に藤田推進委員さんと、この受け人の★★さん夫婦も参加されて4人で現地を確認致しました。下の地図を見てももらえれば、8ページですね。あの、ここが、またこれもかなりアップされとって。えっとですね、ここは、えっと下の方に行きますと十字路があります。ほいでまあ、その下の左の方に@@@の工場があります。で、あこの々々々の十字路の所にあります。そこを右に行きますと県道で国道に行けるようになっております。まあ片田という所で、丁度中野と境目の地域の集落と思ってもらえればいいと思います。このまず地図を見て先に言っとかないといけんのが、この、こういうふうなあれになったのは、まあ今回☆☆☆☆さん。旧姓**さん言うんですけど、この所に家があったんですね。あこ、その今斜線があるところの下に真四角な、あれが、あれがあの昔の生まれ育った家があります。今は広島の方に住んでおられて、もうこっちに帰る気はないという事で、まああの、お嫁に行かれとるんですが家も解かれてですね。ほいでまあ、ここの土地を売りたい人がおれば売ろうと思うと。言う話で実際この辺を測りだしたら、こりゃ待てよと。あのこういった感じで、あのもう家がちょっと引かって建ってるよと。言うたらこの辺はもう、小さい木やらね岩みたいななんもう植えてから非常に、はあ、あのこの地図にあるような感じで。屋敷もその田んぼだよというんで、もうこれは、お爺さんお父さんの時代で。もうここの家の60年ぐらい前に建てたんで、その頃のやりとりでまあお互いに「ええわ〜、ええわ〜。」で、「田んぼじゃあるんだが、もう水も来んようになつとるんで家でも広げて建てなはれや」んげな事で口約束で、そのされたような感じになって現在に至って。今回まあ土地売買の件で測りだしたら、こういった事が出て、まああの非常に残念いやおかしいんですけど、まあ後先なつとるんですがまあ現在、ここは田んぼではもう使用出来るような状態ではなかったんですが、まああの今更家を解いてからどうこうは出来ませんし、まあこのままというか申請許可の方よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。申請番号 055-9 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
9番	はい、植田委員。 えっと、まず、あの議長の方から顛末書添付というて書いとられたと思うんですが……。これにはその事が書いてないという事と、今回の申請用紙の左側の地

議長 事務局	図を見ると★★★★さん、にかかっという現状になっておるんですが、その番地が申請人の★★★★さんの番地は××の住所。でこの××の住所というのが、ちょっとこの切り図状で見当たらないんですけども、その申請地は××に隠れ黒で囲ってあるんですけども、そのかみ合いがちょっと教えて頂きたいと思います。2点よろしくお願い致します。 事務局の方、説明お願いします。
	はい失礼致します。大変申し訳ございません。あの備考の方に添付漏れ、記載漏れという事です。大変申し訳ございません。顛末書の方の添付もされとりますが、すみません。ここの記載の方が漏れとりましたので、お詫びしたいと思います。それと、土地の所有者さんの地番ですが、こちらの方確認をしました。そうしますと、全部事項証明の方の方確認をしますと、井原 100、登記事項じゃないです。あの、うちの農地データの方確認とあと、その他の物の地番の方確認をさしていただきました。そうすると、★★★★さんの本籍地と言いますか、住所地というのが井原××というものとなっとなります。実際、その地番というのが今現在は確認は出来ませんでした、法律上なのかは分かりませんがとりあえず許可の関係でいいますと、登記されている住所と同じ物でないと多分許可が通らないと思われまいますので、そのままの表記とさせて頂いております。以上です。
???	ここじゃない？
???	××じゃない？
???	××？
事務局	多分その辺りなんだろうと思うんですけど・・・。あの、ちょっと色々まああの住所と言いますか★★さんの所、ちょっと土地としたら、役場で管理してる別のデータを見ても××いうことが出てきます。で、実際××を検索してもまあ出てこないですので、あの昔あった地番が、まあ合筆なるなりなんなりで消えて行った物ではないかなあとは想像はできるんですけど、あのもう登録される住所はそのままでは我々がいじれる物ではないので、分かっておりますがそのままの取り扱いとさせて頂きたいなというふうに思っております。
議長	ありがとうございます。他にございますでしょうか？
2 番	はい、沖田委員さん。 えっと、この議案の5条の議案には今まあ事務局から顛末書添付の記載漏れを、今言われましたけど。この1つ前の4条の今さっきまあ承認はされましたけど、4条の議案の所に顛末書の添付が追認の案件になっとなるのに現地確認で、キウイが植えられというて今報告がありましたけど、そこは多分顛末書のこれ間違いじゃないかと・・・。
事務局	間違いです。すみません。あの記載の箇所が、すみません。顛末書の所の4条と5条の取り扱いの所が逆になっとなりましたので大変申し訳ございません。あの4条には顛末書はついておりません。あの5条の方についておりますので大変申し訳ございません。
議長	他にございますでしょうか？ (意見質問なし)

議長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号 055-9 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、議案第 4 号旧基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の公告について 10 件ございます。これは読み上げを致しませんが、あの各で目を通して頂いて質問等がございましたら、挙手をして質問の方お願い致します。
	～ご覧中～
議長	すみません。
???	すみません。?? の 4300 円というのは全部の金額です？反当の金額です？
事務局	すみません。ちょっと調べます。10a 辺りです。はい。すみません、玄米と出とったので。玄米 5 袋代金と書いてあったので。あの、金額に戻して面積で割り戻してそのようになっとなります。
???	はい。
議長	よろしいでしょうか？
2 番	ちょっと、事務局にすみません。
事務局	はい。
2 番	この、今の議案。議案いや報告で、いつもじゃないかもしれんんですけど、地図が載っとるのと載ってない分があるんですが、あれは何か意味があるんですか？
事務局	はい、えっと新規の場合には地図を付けております。再設定の場合は地図をつけておりません。という区別はしております。以上です。
2 番	14 は、再設定だけどねえ。
事務局	14 はですね、これがですね。えっと、備考には再設定と書いとるんですけど。えっと、この地の・・・あれ？違ったっけ？ 14 は・・・あら、本当だ。
議長	12 が新規だという事ですね？
事務局	12 が新規ですね。あれ・・・？ すみません。えっと・・・
1 1 番	新規じゃないんじゃないん？
2 番	これ新規かもしれんね。
事務局	新規・・・
2 番	借入の人に・・・
事務局	はい、すみません。
2 番	借受けの所に面積がないけー。
事務局	新規となっとなります。すみません、あの私の記載が、すみません。再設定と記載をしておりましたが、新規設定です。あの備考の方が、選択をちょっと間違っておりました。新規と再設定というポチッとやるところを、ちょっと、すみません。押し間違えです。
9 番	ほいすみません。これ去年からのこの耕作地はこれ作りよるの？

事務局 9 番	えっ？ それで、まあ揉めちゃいけないけ一言うてええんかどうかちょっと・・・。元々ここ##農場が耕作しとったんだけど・・・。
事務局 9 番	はいはい。 それで、新規就農じゃないけど須摩谷班に来たという事で野菜作りをせにやいけないいうて。この農地を、##農場から外してこっちに貸してあげたというか。
事務局 9 番	去年からですか？
10 番	うん、去年から。なんだけど。 所有いうかっこうなどなってるのは、まずは須摩谷に借って、利用権ほど移した形になるんじゃないん？利用権じゃない、相続するような形になるんじゃない？ \$\$君は、農家になっとるんかいな？
事務局 10 番	まあ、利用権の設定なので。あの耕作をする意思だったり、まあ出来ると認めれば、あのまあ農業者というか耕作者所有となりますんで。 単に数字を入りゃええだけなるんよね？
事務局 9 番	そうですね。あとは借りられたら、そこに数字を入れていく事になると思います。で、多分、去年でそれがあつた場合ですと、どうなんだろう？須摩谷が利用権設定がされとられたかどうかはちょっと調べてみんと分からんので。
事務局 9 番	おかしげで。元々は、鵜ノ瀬が作りよつたんよね。 はい、はい、はい。
事務局 9 番	それで、鵜ノ瀬が許可書を替えた関係であつこが空いてから、水稻にはもうせんけえという事で、どうしようか？という事で、とりあえず野菜作りをネギを何本か植えていいですか？というようななんか話があつた。
事務局	だけえ今回から正式に契約を\$\$さんでされたんではないかと思います。それまでの所で、須摩谷さんとその契約があつたかどうかはちょっと定かではないんですけど、あのされとられてるんであれば、そっからあの借りられる方が代わるという事だという認識でございます。
議長	ちょっと、ちょっとこれ。この場合、重複して契約が出来るいうことはなんかチェックが入るとか？
事務局	そうですね、システム状であの取り扱うので、えっと多分入力してる時になにかしらの物が出てくると思います。ですので、それが特になかったんではないかなあと思います。まあ、処理中に気づけば、あのなんていうんですか？色が付いてたりしてるんで、あの借りられとったりする農地については、それがなかった可能性はあるのかなあいうふうに思います。
議長	えっと、他にございますか？ ないようでしたら、議案ですので一括しての採決となりますが。議案4号の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 えっと、報告の第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について、これは読み上げはしませんが、まあ報告ですので何か質問があれば挙手をしてお願い

	い致します。 ～ご覧中～
議長	ないようでしたら、次報告第 2 号の非農地通知発出状況についてが出とります。事務局の方、お願い致します。
事務局	はい、失礼致します。はい、報告の第 2 号非農地通知の発出状況につきまして。えっと、12 月に 2 件ほど発出をしとります。場所は日貫××。それから中野×× 2 筆となっております。以上です。
議長	えっと、(4)のその他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、2 月 21 日（水）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印